

【参考4】

よくいただくご質問およびご質問への回答

(主に事業主の方向け)

Q1 社会保険（健康保険・厚生年金保険）や労働保険（労災保険・雇用保険）に加入すると、事業主にとってどのようなメリットがありますか。

A1 社会保険・労働保険については、厚生年金保険法等により加入が義務付けられています。

従業員が安心して働く環境が整備されることにより、労働生産性の増進や優秀な人材の確保が見込めるとともに、企業間の公平な競争が確保され、業界の健全な発展につながります。

Q2 社会保険・労働保険に加入すると、従業員にとってどのようなメリットがありますか。

A2 厚生年金保険に加入すると、高齢になったとき、障害の状態になったとき、亡くなったときに、年金等が支給されます。

また、健康保険に加入すると、病気等で仕事を休み給与が支給されない時に傷病手当金が支給されます。

また、仕事中・通勤中のけがや病気の場合には労災保険から、失業した場合には雇用保険から給付が行われます。

Q3 社会保険・労働保険の適用が確認できない事業所の情報を厚生労働省に情報提供するのはなぜでしょうか。

A3 事業主の皆様には、全ての法令を遵守していただきたいと考えています。

社会保険・労働保険については、厚生年金保険法等により加入が義務付けられており、社会保険・労働保険の加入促進については、労働者の福祉の向上、人材の確保等の観点からも重点的に取り組む必要があります。

そのため、この度、業の新規許可時において、社会保険・労働保険の加入状況を確認し、適用されていることが確認できない事業所の情報を厚生労働省に情報提供する取組を実施することとなりました。

※ 中小零細事業を中心に、社会保険・労働保険の加入手続を行わない事業主が一定程度存在しており、これを防止するため、建設業等においては、国土交通省地方整備局や都道府県等が、業の許可等の際に、社会保険等が適用されていることが確認できない事業所を把握し、その情報を日本年金機構や都道府県労働局に情報提供する取組が実施されています。

Q 4 情報提供を行う根拠を教えて下さい。根拠法令はあるのでしょうか。

A 4 厚生労働省からの協力依頼の通知に基づき、情報提供を行います。

社会保険・労働保険については、厚生年金保険法等により加入が義務付けられており、厚生年金保険法等においては、厚生労働大臣が地方自治体等に資料の提供を求めることができる旨が定められています。

(参考1) 厚生年金保険法(抜粋)

第一百条の二

2 実施機関は、被保険者の資格(中略)に関し必要があると認めるときは、官公署(中略)に対し、法人の事業所の名称、所在地その他の事項につき、必要な資料の提供を求めることができる。

5 厚生労働大臣は、第一号厚生年金被保険者の資格(中略)に関し必要があると認めるときは、第一号厚生年金被保険者(中略)の氏名及び住所、個人番号(中略)、資格の取得及び喪失の年月日、被保険者等の勤務又は収入の状況その他の事項につき、官公署、健康保険組合若しくは国民健康保険組合に対し必要な資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは事業主その他の関係者に報告を求めることができる。

※ なお、同法第百条の四により、同法第百条の二第二項の事務については日本年金機構に委任するが、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない旨、規定されています。

(参考2) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第四十三条の二

行政庁は、保険関係の成立又は労働保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

Q 5 厚生労働省に提供された情報はどのように利用されるのでしょうか。

A 5 厚生労働省が日本年金機構及び都道府県労働局に情報を提供し、日本年金機構・都道府県労働局が社会保険・労働保険の加入勧奨を実施します。その他のことには利用されません。

Q 6 社会保険・労働保険に加入していない場合、各業法上の開設許可等を得られないのでしょうか。

A 6 各業法上の開設許可等の要件を満たしている場合は、許可等を得ることができます。社会保険・労働保険の適用が確認できない事業所として、事業所情報を厚生労働省に提供します。

(主に地方自治体向け)

Q 7 各業の新規許可(届出、指定、登録等含む)の場合にのみ社会保険や労働保険の加入状況を確認するのはなぜでしょうか。更新時には確認しないのでしょうか。

A 7 すでに事業を行っている事業所に対しては、これまで、日本年金機構・都道